

PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、宮古市（以下「市」という。）が所有する公共施設に太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減するとともに、公共施設のランニングコストの低減を図ることを目的として、PPA による電力販売事業（以下「本事業」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PPA 発電事業者が設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みをいう。
- (2) 設備 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池設備をいう。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

(1) 事業概要

ア 公募により選定を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、市と基本協定を締結するものとする。

イ 事業者は、本事業を行う施設（別紙1）設備導入対象施設に示す施設をいう。以下「対象施設」という。）に対し、設置条件等を確定させるために現地調査、設備容量の検討及び構造調査を行う。

ウ 事業者は、市から設備の設置が可能な場所の提供を受け、設備を導入する。

エ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

オ 事業者は、市と対象施設の電力販売契約を締結し、設備で発電した電力を、対象施設に供給する。

カ 事業者は、事業期間の終了後、設備を市へ無償譲渡する。

※本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提にしているため、事業者は、当該交付金の交付要綱、実施要領等に留意の上、本事業を実施すること。

(2) 事業期間等

ア 事業期間は、電力販売契約を開始した日から20年間とする。

イ 電力販売契約の締結時期は、市と協議の上、決定する。

ウ 設備の導入期限は、令和9年2月末までとする。

(3) 契約単価

ア 市は、対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じて得た額を事業者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

ウ 契約単価は、事業者が提案するものとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は、使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運転、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費（調査結果を市に報告した結果、設備の設置が不可と判断された場合は、当該結果の調査、検討に要した費用を除く。）を含めるものとする。

キ 契約単価は、電力販売契約期間中において、定額とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、市と協議の上、契約単価を見直すことができる。

ク 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を財源とする市からの補助相当分が契約単価から控除されるものとする。

（設備設置前の調査及び手続き）

第4条 設備設置前の調査及び手続きについては、次のとおりとする。

（1）現地調査

事業者は、前条第1号アの基本協定の締結後に、対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、当該対象施設の関係者への聞き取り、現地測定、既設物の確認等の必要な調査を実施する。なお、当該調査は、市及び対象施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と協議の上で行うものとする。

（2）設備容量の検討

設備の容量は、現地調査結果及び電力シミュレーションから検討し、適切な内容とする。

（3）構造調査

事業者は、設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、市が提示する情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重その他外力に対して設備設置場所への問題がないことを市に報告する。

（4）各種関係手続

次に掲げるとおりとする。

ア 事業者は、現地調査、設備容量の検討等を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、その結果を市に提出する。

イ 事業者は、設備の設置が、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

ウ 事業者は、市が設備の設置が可能であると判断した場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請することができる。使用に伴う施設使用料は、原則、全額免除とする。

エ 各種法令の規定に基づき、届出等の手続きを要する場合は、事業者が手続きを行う。特に、蓄電池設備を設置する場合においては、設置後の対象施設について、消防法（昭和23年法律第186号）等の各種法令に適合するよう十分留意する。

(設備の設置)

第5条 事業者は、設備設置前の調査及び手続きを行った後に、設備の設置を行う。この場合における設備の条件は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、太陽電池アレイ用支持物設計標準（J I S C 8 9 5 5）に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐え得る構造とすること。

イ 太陽光発電設備は、系統連系保護装置等認証（以下「J E T 認証」という。）を取得し、又は J E T 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) 蓄電池設備

ア 業務用蓄電池（20kWh 以上）

宮古地区広域行政組合火災予防条例（昭和 49 年宮古地区広域行政組合条例第 15 号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

イ 家庭用蓄電池（20kWh 未満）

(ア) 蓄電システムは、J I S C 4 4 1 2 に準拠すること。

(イ) 蓄電池は、J I S C 8 7 1 5 - 2（リチウムイオン蓄電池の場合に限る。）

又は蓄電池設備の基準（平成 26 年消防庁告示第 10 号）第 2 の 2（リチウムイオン蓄電池以外の場合に限る。）に規定する規格に準拠したものであること。

ウ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

エ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電池設備であること。なお、当該年数終了後、故障等により使用できなくなった場合は、更新しないものとする。

(3) その他の事項

ア 事業者は、設備の設置を行う場所について、本事業以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、市は、対象施設の提供を取り止めることがある。この場合、事業者の責任及び負担において対象施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既設物等を破断させた場合は、事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 設備の設置時に、既設物を破損させた場合は、事業者の負担で修復を行うこと。

エ 事業者は、市及び指定管理者への説明（施工・維持管理・運転管理に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。当該説明の内容については、市及び指定管理者と協議の上決定する。

(施工の実施（施工における配慮事項、安全対応、停電対応）)

第6条 事業者は、施工を行うに当たっては、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書を準拠すること。ただし、特別の事情が生じた場合は、市と協議の

上決定する。

- 2 事業者は、設備に係る設計、材料、施工及び維持管理に当たっては、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、設備を設置する際、次に掲げる要件を遵守しなければならない。
 - (1) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計及び施工をし、影響が懸念される場合には必要な対策を講ずること。
 - (2) 地域住民、市及び指定管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
 - (3) 対象施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けること。
 - (4) 施工に当たり、市から施工に係る書類を求められたときは、提出すること。
 - (5) 施工に当たり、対象施設の利用に支障が起きないように、市及び指定管理者と協議の上、十分に注意を払った施工方法及び工程を計画し、実施すること。
 - (6) 既設物等の保守点検又は対象施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
 - (7) 事業期間中、市又は指定管理者が行う対象施設の管理、点検等に支障が生じないようにすること。
 - (8) 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上、管理上支障がないルートを選定の上、市と協議の上決定すること。
 - (9) 設備には、対象施設の電気工作物と識別ができるよう、要所に本事業のものが分かるような表示を行うこと。
 - (10) 設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、施工計画書（施工概要、作業又は停電に係るタイムスケジュール、停電のお知らせビラ等）を作成し、かつ、市及び指定管理者と事前協議の上、対象施設の電気主任技術者に報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 施工に係る安全対策の実施、地域住民、市及び指定管理者との調整等は、事業者において十分に行うこと。
 - (12) 設備の設置が完了した場合、現地で市の確認を受けるとともに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面（PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データ）、各種許認可書の写し等）を各 2 部作成し、市に引き渡すこと。

（電力販売、維持管理（保安・点検）、報告、非常時等の基本仕様）

第 7 条 事業者は、設備による電力販売、維持管理又は報告を行う際は、次に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) 市及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容、費用負担等を協

議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出し、かつ、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の負担において修理を行う。

- (2) 毎年 1 回以上点検を行い、故障、腐食、錆、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト又は金具のゆるみ等の確認を行うこと。
- (3) 対象施設とは別に電気主任技術者が必要な場合は、専任すること。
- (4) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、事業者の負担とすること。
- (5) 本事業の実施中に、事業者の事由によって対象施設に損害が生じた場合には、事業者負担により速やかに修復すること。
- (6) 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力販売に影響を及ぼす場合、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- (7) 市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値は、市に帰属するものとする。
- (8) 事業者は、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、事業期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。
- (9) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じ、設備全般の点検を行い、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。

(責任分担の基本事項)

第 8 条 本事業の実施に当たり予想されるリスク及び責任分担については、別紙 2 及び次のとおりとする。

- (1) 事業者は、本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。
- (2) 事業者は、損害が発生した場合に備え、必要に応じ、損害保険として、火災保険、地震保険、賠償責任保険等に参加し、市に保険証書等の写しを提出すること。
- (3) 事業者は、市又は第三者に損害を与えた場合は、補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。ただし、責任の分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (4) 対象施設の改修等、市の都合により事業期間の途中で設備の移設が伴う場合、また、運転が行えない場合の各種費用は市が負担する。
- (5) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。ただし、市が無償譲渡を希望する場合は、この限りでない。
- (6) 事業者は、本事業を実施する上で知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例(宮古市条例第 33 号)を遵守し、本事業で使用する各種貸与資料やデータ等に含まれる個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(補則)

第9条 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議の上決定するものとする。

別紙1 設備導入対象施設

- ・施設名称：みやこ斎苑
- ・施設所在地：宮古市千徳第14地割71番地4
- ・契約電力：239 kW
- ・契約種別：業務用ウィークエンド電力
- ・年間電力需要量：270,595 kWh（令和7年度実績）
- ・竣工年：平成19年

（設備設置予定箇所：赤点線で囲まれた敷地）

- ・設備は、設備設置予定箇所内にある既設物（倉庫等）に対し動線等を含めて支障がないように設置すること。



別紙２ 市と事業者とのリスク分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音、振動、脱落、飛散等による場合		○
	法令、条例等の変更	設計、建設、維持管理に影響のある法令、条例等の変更	協議事項	
	安全性の確保	設計、建設、維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計、建設、維持管理における環境の保全		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（契約不適合を除く。）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合責任	設備に関する隠れた契約不適合責任		○
計画設計段階	物価	物価変動	協議事項	
	不可抗力	不可抗力（天災、暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止、延期	協議事項	
計画設計段階	応募に係る費用	応募に関する旅費、印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	用地の確保	資材置き場の確保に関する市との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延、未完工による電力販売（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む。）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
金利変動	金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
維持管理段階	計画変更	市の責による設備の移設・運転停止、事業内容の変更	○	
	自治体施設損傷	設備に係る事故、火災による施設及び設備損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
		施設の契約不適合に起因する事故、火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		要求仕様不適合（施工不良を含む。）による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○